

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

◇ 告 示

字の区域の変更(市町村振興課)

字の区域の変更等(〃)

土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

県道の路線の認定(道路課)

県道の路線の廃止(〃)

県道の区域の決定(〃)

県道の供用の開始(〃)

県道の供用の廃止(〃)

県道の路線の認定の一部改正(〃)

告 示

鳥取県告示第二百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による今泉地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年十一月二十日現在の地番による。)
大字今泉字前河原	大字今泉字前河原のうち四〇二の一、四〇二の二、四一四の四、四一一の一三、四一三の一、四一三の五、四一四の一から四一四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今泉字宮ノ本	大字今泉字宮ノ本のうち四一五の一、四一六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今泉字深沼	大字今泉字深沼のうち四七〇の二、四七〇の三、四七一の二、四七七の一から四七七の四まで、四七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字今泉字戸尻	大字今泉字宮ノ本四一五の一の一部、四一六の一及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字今泉字畑ケ田</p>	<p>大字今泉字石田</p>	<p>大字今泉字川ノ上</p>	<p>大字今泉字深沼四七〇の二、四七〇の三、四七二の二、四七七の一から四七七の四まで、四七八の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字戸尻のうち四八三の一部、四八四の一の一部、四八四の二の一部、四九二の一部、四九四の一部、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字今泉字石田六一四の二の一部、六一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字畑ケ田六三七の一部、六三八の二の一部、六三八の二の一部、六三九の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字矢射谷口九五五の一、九五五の二</p>
<p>大字今泉字前河原四〇二の一、四〇二の二、四一一の四、四一一の一三、四一三の一、四一三の五、四一四の一から四一四の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字宮ノ木四一五の二の一部及びこれらと一体をなす</p>	<p>大字今泉字川ノ上五四九の一部、五五五の一部、五五七の二の一部、五五七の二の一部、五六一の一、五六一の二、五六二から五六八まで、五六九の一部、五七八から五八〇までの一部、五八二の二の一部、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字石田のうち六一四の一部、六一四の三の一部、六一五の二の一部、六一五の五の一部、六二〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字今泉字畑ケ田六三八の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字今泉字川ノ上五四九の一部、五五五の一部、五五七の二の一部、五五七の二の一部、五六一の一、五六一の二、五六二から五六八まで、五六九の一部、五七八から五八〇までの一部、五八二の二の一部、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字今泉字戸尻四八三の一部、四八四の一の一部、四八四の二の一部、四九二の一部、四九四の一部、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字石田六一四の二の一部、六一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字畑ケ田六三七の一部、六三八の二の一部、六三八の二の一部、六三九の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字矢射谷口九五五の一、九五五の二</p>

<p>鳥取県告示第二百二十二号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による社地区第一工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成六年三月十五日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>大字今泉字矢射谷口</p> <p>大字今泉字畑ケ田のうち六三七の一部、六三八の二の一部、六三八の二の一部、六三九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六三八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字今泉字矢射谷口九五五の一、九五五の二以外の区域</p> <p>す国有地</p> <p>大字今泉字戸尻四八三の一部、四八四の一の一部、四八四の二の一部、四九二の一部、四九四の一部、四九五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字石田六一四の二の一部、六一五の二の一部、六一五の五の一部、六二〇の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字畑ケ田六三七の一部、六三八の二の一部、六三八の二の一部、六三九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
--	--

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成五年十月一日現在の地番による。）
大字古用瀬字山 伏田	<p>大字古用瀬字山伏田の全域</p> <p>大字古用瀬字寺屋敷一六の二の一部、一六の二の一部、一六次二</p> <p>大字古用瀬字寺脇二二三の四、二二三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字古用瀬字寺前三八の一、三九の一、三九の八及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字古用瀬字寺 屋敷	<p>大字家奥字南谷口四の五</p> <p>大字古用瀬字寺屋敷のうち一六の二の一部、一六の二の一部、一六次二、二〇の二、二〇の三、二〇の五の一部、二二の二の一部、二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字古用瀬字寺脇二二三の二の一部、二二三内第二の一部、二五の二の一部、二五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字古用瀬字寺上ミ平五七〇の二の一部</p>
大字古用瀬字寺 脇	<p>大字古用瀬字寺脇のうち二二三の一、二二三の二、二二三の四、二二三の五の一部、二二三内第二の一部、二四の二の一部、二五の二の一部、二五の四、二六の一部、二七の一部、二七内第一、二八の二、二八の三、二八次一、二九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字古用瀬字寺前四〇の一、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字古用瀬字上 土井	<p>大字古用瀬字寺脇二四の二の一部、二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古用瀬字上土井のうち三〇の二の一部、三〇の三の一部、三〇の四の一部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外</p>

大字古用瀬字寺 前	<p>の区域</p> <p>大字古用瀬字宮ノ下一三五の一部、一三六の二の一部、一三六の三の一部、一三六の四、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古用瀬字宮屋敷一三八の四の一部、一三八次二の一部、一三八内第一の一部、一三九の一部</p>
大字古用瀬字地 蔵田	<p>大字古用瀬字寺前四二の一部</p> <p>大字古用瀬字地蔵田のうち四四の二の一部、四四の二の一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字古用瀬字ヤ ナケ坪	<p>大字古用瀬字地蔵田四四の二の一部、四四の二の一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古用瀬字ヤナケ坪のうち五〇の二の一部、五〇の三の一部、五二の二の一部、五二の三及びこれらと一体をなす国有地以外</p> <p>大字古用瀬字水袴五三の一部、五四の二の一部</p>
大字古用瀬字水 袴	<p>大字古用瀬字ヤナケ坪五〇の二の一部、五〇の三の一部、五二の二の一部、五二の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字古用瀬字水袴のうち五三の一部、五四の二の一部、五七の三、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字古用瀬字測ノ下六三の二から六三の五までの一部、六三の六、六三の七、六四の二の一部、六四の三の一部、六</p>

<p>大字古用瀬字高垣</p>	<p>大字古用瀬字太鼓免</p>	<p>大字古用瀬字測ノ下</p>
<p>大字古用瀬字太鼓免七四の一部、七五の一の一部、七五の五の一部 大字古用瀬字高垣のうち八一の一部、八二の一の一部、八三の一の一部、九一次一、九二の二、九三の二及びこれらと一</p>	<p>大字古用瀬字測ノ下六七の一の一部、六八の一の一部、七〇の一の一部、七〇の二の一部、七〇次二の一部、七〇内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字太鼓免のうち七二の一部、七四の一部、七五の一の一部、七五の五の一部、七七の一部、七七次一の一部、七八の一部、七九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字古用瀬字高垣八一の一部、八二の一の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四と一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字上高垣一一四の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字彌八田一一五の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>四の六 大字古用瀬字水袴五七の三、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字測ノ下のうち六三の一から六三の五までの一部、六三の六、六三の七、六四の二の一部、六四の三の一部、六四の六、六七の一の一部、六八の一の一部、七〇の一の一部、七〇の二の一部、七〇次二の一部、七〇内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字太鼓免七二の一部、七七の一部、七七次一の一部、七八の一部、七九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字古用瀬字宮ノ下</p>	<p>大字古用瀬字彌八田</p>	<p>大字古用瀬字上高垣</p>
<p>大字古用字彌八田一二二の一の一部、一二三の一の一部、一二七の二の一部、一二七の六、一二七の七の一部、一二七の</p>	<p>大字古用瀬字彌八田のうち二二五の一の一部、一二五の二の一部、一一六の一の一部、一一七の一部、一一八、一一九の一部、一二二の一の一部、一二三の一部、一二七の二の一部、一二七の六、一二七の七の一部、一二七の八、一二七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字高垣九一次一、九二の二、九三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字上高垣一〇三の一、一〇四の一、一一三の二、一一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字彌八田一一五の一の一部 大字古用瀬字高垣九一次一、九二の二、九三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字上高垣のうち九四の一部、九九の一部、九九内第一の一部、一〇三の一、一〇四の一、一一三の二、一一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字彌八田一一五の二の一部、一一六の一の一部、一一七の一部、一一八、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字原屋敷一九五、一九六次一、一九七(一九六)合併、一九七次一、一九七次二、二〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字三本木三六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに三六二の二の一部、三六四内第一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>八、一二七の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字宮ノ下のうち一三一の一の一部、一三一の二の一部、一三五の一部、一三六の一の一部、一三六の三の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一三五、一三五次と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字宮屋敷一三八次二の一部、一四三次一の一部 大字古用瀬字柳縄手一八六の一部、一八七、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字古用瀬字和 田 大字古用瀬字寺屋敷二〇の二、二〇の三、二〇の五の一部 二二の二の一部、二二の三の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部 大字古用瀬字寺脇二三の一、二三の二の一部、二五の一 の一部、二五の四の一部、二七の一部、二七内第一、二八の 二、二八の三、二八次一、二九及びこれらと一体をなす国 有地の一部 大字古用瀬字上土井三〇の一部、三〇の一、三〇の二の一 部、三六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字宮屋敷一三八の四の一部、一三八の五、一三 八次一、一三八次二の一部、一三八内第一の一部、一三九 の一部、一四〇、一四一の一から一四一の七まで、一四二 の一、一四二の二、一四三の一部、一四三次一の一部、一 四四の一部、一四五の一、一四五の二、一四六の一から一 四六の四まで、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一 四八の二、一四九の一、一四九の二、一五〇及びこれらと 一体をなす国有地 大字古用瀬字和田のうち二五五の四の一部、一五七の一 の一部、一五七の四の一部、一七六の一部、一七七の一の 一部、一七七の二の一部、一七八の一の一部、一七八の二 の一部、一七八の三の一部、一七九の一の一部、一七九の二、 一七九の三の一部以外の区域 大字古用瀬字柳縄手一八〇の二の一部、一八二の一の一部、</p>
---	---

<p>大字古用瀬字柳 縄手 一八二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字徳衛田二三八と一体をなす国有地の一部 大字家奥字南谷口一の一、一の三、四の三の一部、四の六 及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字上ミ和田七〇の一の一部、七〇の四、七〇の五 大字家奥字南谷奥四五二の二</p>	<p>大字古用瀬字宮ノ下 一三一の一の一部、一三一の二の一部 及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字宮屋敷一四三の一部、一四三次一の一部、一 四三次二、一四四の一部 大字古用瀬字和田一七六の一部、一七七の一の一部、一七 七の二の一部、一七八の二の一部、一七八の三の一部、一 七九の一 大字古用瀬字柳縄手のうち一八〇の一の一部、一八〇の二 の一部、一八一の一の一部、一八一の二の一部、一八二の 一の一部、一八二の三、一八二の四、一八二次一の一部、 一八三の一の一部、一八六の一部、一八七、一八八の二の 一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字原 屋敷 大字古用瀬字原屋敷のうち一九五、一九六次一、一九六 合併、一九七次一、一九七次二、二〇一、二一五の一部、 二二六の二の一部、二二七の二の一部、二二八、二二八内 第一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字徳 衛田 大字古用瀬字柳縄手一八〇の二の一部、一八〇の二の一部、 一八一の一の一部、一八一の二の一部、一八二の三、一八 二の四、一八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字原屋敷二五の一部 大字古用瀬字徳衛田のうち二二六の一部、二二七の二の一 部、二二七の三、二二七の四の一部、二二八の二、二二九 の三、二二九の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並</p>
--	--	---	---

<p>大字古用瀬字中 南</p>	<p>大字古用瀬字本 福寺</p>	<p>大字古用瀬字杉 ノ本</p>	
<p>大字古用瀬字中南のうち二六一の一部、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字杉ノ本二四五の一部及び二四五の一部と一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字本福寺のうち二四六の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字古用瀬字本福寺谷五七四の一の一部</p>	<p>大字古用瀬字徳衛田二三六の一部、二三七の二の一部、二三七の三の一部、二三七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字杉ノ本のうち二四〇の二の一部、二四一の一部、二四二の二の一部、二四三の二の一部、二四四の一から二四四の四までの一部、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四〇の一、二四五の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字本福寺二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字中南二六一と一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字屋住田二八二の六の一部、二八二の七の一部、二八二の一〇の一部</p>	<p>びに二三八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字杉ノ本二四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四〇の一と一体をなす国有地の一部 大字家奥字下和田七七の一、七七の二、七五の四と一体をなす国有地の一部 大字家奥字極田一一四の一部、一一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一四の一部と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字古用瀬字三 本木</p>	<p>大字古用瀬字下 太古加土</p>	<p>大字古用瀬字古 加土</p>	<p>大字古用瀬字屋 住田</p>
<p>大字古用瀬字上高垣九四の一部及び九五と一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字三本木のうち三六二の二の一部、三六四の二の一部、三六四内第一、三六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三六二の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字上高垣九九の一部、九九内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字原屋敷二〇一の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字古加土二八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字下太古加土の全域 大字古用瀬字三本木三六二の二の一部、三六四の二の一部、三六四内第一、三六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字古用瀬字古加土のうち二八四、二八四次一、二八八の二の一部、二八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字原屋敷二二六の二の一部、二二七の二の一部、二二八の一部、二二八内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字杉ノ本二四三の二の一部、二四四の一から二四四の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字中南二六一の一部、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字屋住田のうち二八二の六の一部、二八二の七の一部、二八二の一〇の一部以外の区域 大字古用瀬字古加土二八四、二八四次一、二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字古用瀬字中川原</p>	<p>大字古用瀬字東中川原</p>	<p>大字古用瀬字瀧ノ道</p>	<p>大字古用瀬字上ミ平</p>	<p>大字古用瀬字本福寺谷</p>	<p>大字古用瀬字滝</p>
<p>大字古用瀬字中川原のうち四五三の二の一部、四五三の二の一部、四五七の三の一部、四五七の四の一部、四五九の二の一部、四五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字東中川原四五三の二の一部、四五三の二の一部、四五七の三の一部、四五七の四の一部、四五九の二の一部、四五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字古用瀬字瀧ノ道のうち五五八の一部、五五九の一部、五五九内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字上ミ平のうち五七〇の二の一部以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字本福寺谷のうち五七四の二の一部以外の区域</p>	<p>大字古用瀬字滝ノ道五五八の一部、五五九の一部、五五九内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字古用瀬字滝谷のうち六七一の二の一部、六七一の五の一部</p>

<p>大字家奥字南谷口</p>	<p>大字家奥字南谷</p>	<p>大字家奥字柚ノ木元</p>	<p>大字家奥字中ノ谷</p>	<p>大字家奥字昆沙門谷</p>	<p>大字家奥字大田</p>
<p>一部、六七一の一四の一部以外の区域</p>	<p>大字家奥字南谷口のうち一の一、一の二、一の三、二の三、四の二から四の八まで、五の二、五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字家奥字南谷のうち八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字家奥字南谷奥四五四の二の一部、四五四の四の一部</p>	<p>大字家奥字柚ノ木元のうち一八の一、一八の二、一九の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二二次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字家奥字中ノ谷のうち二七の二、二九の二以外の区域</p>

<p>大字家奥字岡田</p>	<p>大字家奥字昆沙門谷三四の二の一部、三五の一部、三六、三七の一、三七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字家奥字大田四二の一、四二の二の一部、四三の二から四三の五まで、四四、四四の一、四四の二、四五の一の一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字岡田のうち四八と一体をなす国有地の一部以外</p>
----------------	--

<p>大字家奥字上ミ 和田</p>	<p>大字家奥字貳反 田</p>	<p>の区域 大字家奥字昆沙門谷奥四六六の五</p>
<p>大字家奥字南谷口一の二、二、三、四の二、四の三、四の七、四の八、五の二、五の三及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字南谷八の一部及びこれと一体をなす国有地 大字家奥字柚ノ木元一八の一部、一八の二の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字家奥字上ミ和田のうち六五の二の一部、六五の三の一部、六六の一部、六六の三の一部、六八の一部</p>	<p>大字家奥字柚ノ木元一八の一部、一八の二の一部、一九の一、二〇の一、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字中ノ谷二七の二、二九の二 大字家奥字昆沙門谷三三の二、三三の三、三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字大田四五の一部、四五の二の一部、四六の一、四六の二、四六の三、四七及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字岡田四八と一体をなす国有地の一部 大字家奥字貳反田の全域 大字家奥字上ミ和田六五の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六五の一、六五の二と一体をなす国有地 大字家奥字下和田八七の一、八七の二と一体をなす国有地の一部 大字家奥字荒神元九四、一〇〇の一部、一〇一次一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九五と一体をなす国有地の一部 大字家奥字市ヶ谷奥四六六の五の一部 大字家奥字昆沙門谷奥四六六の五の一部</p>	<p>大字家奥字上ミ和田六五の二の一部、六五の三の一部、六五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに六五の一、六五の二の一部と一体をなす国有地以外の区域 大字家奥字下和田八二の三と一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字和田一五五の四の一部、一五七の二の一部、一五七の四の一部</p>
<p>大字家奥字極田</p>	<p>大字家奥字荒神元</p>	<p>大字家奥字下和田</p>
<p>大字家奥字極田のうち一一四の一部、一一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字徳衛田二二七の三の一部、二二八の二、二二九の三、二二九の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八と一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字杉ノ本二四〇の二の一部、二四二の二の一部、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字古用瀬字本福寺二四六の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字家奥字荒神元のうち九四、一〇〇の一部、一〇一次一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字家奥字上ミ和田六五の二の一部、六五の三の一部、六六の一部、六六の三の一部、六八の一の一部、六八の二、六八の三、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字家奥字下和田のうち七七の一、七七の二、七五の四と一体をなす国有地の一部並びに八七の一、八七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字古用瀬字和田一五七の二の一部、一五七の四の一部、一七八の二の一部、一七九の二、一七九の三の一部</p>

大字家奥字妙見谷口	大字家奥字妙見谷口のうち一三五の一部、一四三の一部、一四三の一、一四三の二以外の区域 大字家奥字浄楽寺一四五の五の一部、一四五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字家奥字浄楽寺	大字家奥字妙見谷口一三五の一部、一四三の一部、一四三の一、一四三の二 大字家奥字浄楽寺のうち一四五の五、一四五の六、一五七の一部、一七〇の一部、一七〇の二の一部、一七〇内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字家奥字柱谷	大字家奥字浄楽寺一五七の一部、一七〇の一部、一七〇の二の一部、一七〇内第一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字家奥字柱谷の全域 大字家奥字小由婦里谷口一八四の一部、一八五の一部 大字家奥字柱谷ノ内ゴフロ谷五九三の一部
大字家奥字小由婦里谷口	大字家奥字小由婦里谷口のうち一八四の一部、一八五の一部以外の区域
大字家奥字下荒堀	大字家奥字下荒堀のうち一九九の三の一部以外の区域 大字家奥字奥荒堀二〇二の一部、二〇三の一部、二〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字家奥字奥荒堀	大字家奥字下荒堀一九九の三の一部 大字家奥字奥荒堀のうち二〇二の一部、二〇三の一部、二〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字家奥字平林二二四の一の一部、二二四次二の一部

大字家奥字平林	大字家奥字平林のうち二二四の一の一部、二二四次二の一部、二四八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字家奥字井古尻二七三の一、二七六の二の一部
大字家奥字井古尻	大字家奥字井古尻のうち二七三の一、二七六の二の一部以外の区域
大字家奥字山ノ神谷口	大字家奥字山ノ神谷口のうち四〇三(四〇四) 合併及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字家奥字北谷口	大字家奥字山ノ神谷口四〇三(四〇四) 合併及びこれと一体をなす国有地 大字家奥字北谷口の全域
大字家奥字南谷奥	大字家奥字南谷口四の四 大字家奥字南谷奥のうち四五二の二、四五四の一の一部、四五四の四の一部以外の区域
大字家奥字市ヶ谷奥	大字家奥字市ヶ谷奥のうち四六二の一部以外の区域
大字家奥字昆沙門谷奥	大字家奥字昆沙門谷奥のうち四六六の五以外の区域
大字家奥字柱谷ノ内ゴフロ谷	大字家奥字柱谷ノ内ゴフロ谷のうち五九三の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字古用瀬字宮屋敷

鳥取県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る今泉地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る社地区第一工区の換地処分を行ったので、同法第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）にお

いて一般の縦覧に供する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	起	
26	秋里吉方線	鳥取市秋里	鳥取市吉方	
37	岩美八東線	岩美郡岩美町	八頭郡八東町	岩美郡国府町 八頭郡家町
43	鳥取福部線	鳥取市	岩美郡福部村大字細川	
49	鳥取河原用瀬線	鳥取市	八頭郡用瀬町大字鷹狩	八頭郡河原町
50	東伯関金線	東伯郡東伯町	東伯郡関金町	東伯郡大栄町 倉吉市
51	倉吉川上青谷線	倉吉市	気高郡青谷町	東伯郡東郷町大字 川上
52	岸本江府線	西伯郡岸本町	日野郡江府町大字江尾	日野郡溝口町
54	豊房御来屋線	西伯郡大山町豊房	西伯郡名和町大字御来屋	

291	281	261	260	186	159	154
鳥取国府線	河内楨原線	青谷停車場線	鉢伏川上線	岩美停車場河崎線	米子丸山線	上地中河原線
鳥取市 岩美郡国府町	鳥取市楨原	青谷停車場 気高郡青谷町大字吉川	東伯郡東郷町大字川上 東伯郡東郷町大字川上	岩美郡岩美町大字河崎 岩美停車場	米子市 西伯郡岸本町丸山	岩美郡国府町大字上地 岩美郡国府町大字中河原

鳥取県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

285	281	261	260	251	230	187	186	159	152	37	整理番号
金屋谷江府線	河内鳥取線	川上青谷停車場線	鉢伏田畑線	杉下倉吉線	中井小河内用瀬線	福部鳥取線	下木原岩美停車場線	金屋谷米子線	北村岩坪線	国府八東線	路線名
日野郡江府町大字江尾	鳥取市徳尾 日野郡溝口町金屋谷	青谷停車場 気高郡鹿野町大字河内	東伯郡東郷町大字川上 東伯郡東郷町大字畑	倉吉市 東伯郡東伯町大字杉下	八頭郡河原町大字中井 八頭郡用瀬町	鳥取市 岩美郡福部村	岩美停車場 岩美郡国府町大字下木原	米子市 日野郡溝口町	鳥取市 八頭郡河原町大字北村	八頭郡八東町 岩美郡国府町	起点 終点
								西伯郡岸本町		八頭郡家町	重要な経過地

鳥取国府線	豊房御米屋線	上地中河原線	米子丸山線	岩美停車場 河崎線	鉢伏川上線	青谷停車場線	河内横原線	
鳥取市末広温泉町七〇一地先から同市吉方町二丁目五二二地先まで	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六一二五七地先から同郡名和町大字東坪字松山六九六一一地先まで	岩美郡国府町大字上地字高畦二七二地先から同町大字中河原字坂ノ上三九五一一地先まで	米子市熊党字西南三三一―一―二地先から西伯郡岸本町丸山字垣原田二二〇一―一―地先まで	岩美郡岩美町大字浦富字長畑七二―一―三四地先から同町大字新井字下古川二四七―一―地先まで	東伯郡東郷町大字川上字鉢伏三〇三一―一―一―六地先まで	気高郡青谷町大字青谷字背戸田四〇四四―一―六地先から同大字字屋敷田三九七四―一―一―一―地先まで	気高郡鹿野町大字河内字別所河原二七一―一―一―一―地先から同大字字赤谷原二〇九五―一―一―一―地先まで	鳥取市河内字取ノ上一四六三―一―八地先から同市横原字オノ木七七四―一―二地先まで

鳥取県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を廃止するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年三月十五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用廃止の期日
泊瀬見青谷線	気高郡青谷町大字吉川字前田中瀬一 二五―一―二地先から同町大字青谷字灘 町三六五二―一―五地先まで	平成六年三月十五日

鳥取県告示第二百三十号

昭和三十年六月鳥取県告示第三百二十号（県道の路線の認定について）等の一部を次のように改正する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 昭和三十年六月鳥取県告示第三百二十号（県道の路線の認定について）

中、

26

打吹停車場線

を

152

打吹停車場線

に改める。

二 昭和三十三年四月鳥取県告示第百八十八号（県道の路線の認定につ

て）中、

154

淀江岸本線

を

53

淀江岸本線

三 昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十八号（県道の路線の認定につ

いて）の表を次のように改める。

72	整理 番号	路 線	名	起 点	終 点	重要な経過地
		若桜南光線		八頭郡若桜町	（兵庫県佐用郡南光町）	

四 昭和四十一年二月鳥取県告示第六十七号（県道の路線の認定について）
の表を次のように改める。

103	整理 番号	路 線	名	起 点	終 点	重要な経過地
		若桜温泉線		八頭郡若桜町	（兵庫県美方郡温泉町）	

五 昭和四十七年三月鳥取県告示第二百二十六号（県道の路線の認定につ

いて）中、

119

智頭勝田線

を

7

智頭勝田線

に改

める。

六 昭和五十四年十二月鳥取県告示第千百六十七号（県道の路線の認定に

ついて）中、

120

千谷蕪島線

を

119

千谷蕪島線

に

改める。

七 平成五年四月鳥取県告示第三百五十四号（県道の路線の認定について）

中、

323

智頭用瀬線

を

40

智頭用瀬線

に改める。